

平成 25 年 4 月

J A 塩尻市における中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

J A 塩尻市は、平成 25 年 3 月末の中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、お客さまからのご相談やお申込みには、引き続き真摯かつ丁寧に対応してまいります。

J A 塩尻市は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、お客さまからのお借入れ条件の変更等のご相談やお申込みに柔軟に対応するよう、また、お客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善への取組みをご支援できるよう努めてまいりました。

「中小企業金融円滑化法」は平成 25 年 3 月末に期限を迎えましたが、引き続きこれまでと同様に真摯かつ丁寧に対応してまいります。

以上

本件にかかるお問い合わせ
塩尻市農業協同組合 金融共済部
電話 0263-53-4783

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための

臨時措置に関する法律

第7条第1項に規定する説明書類

平成25年5月15日

塩尻市農業協同組合

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第7条第1項に規定する説明書類

平成25年5月15日
塩尻市農業協同組合

当JAは、農業および地域金融機関における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」という。)に基づき、当JAの金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当JAでは、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針(概要)

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込に対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当JAの金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文については、平成22年2月1日に公表しております。

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当JAでは、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 理事長以下、関係役員・職員を構成員とする、「金融円滑化管理委員会」にて、当JAの金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 理事金融共済部長を「金融円滑化管理責任者」、金融共済部を「金融円滑化管理責任部署」として、当JA全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。

- (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融共済部へ報告することとしております。
- (4) 各支所では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保管することとしております。
対応状況を把握する体制の概要図は別紙1のとおりです。

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置にかかる苦情相談を適切に行うための体制の概要

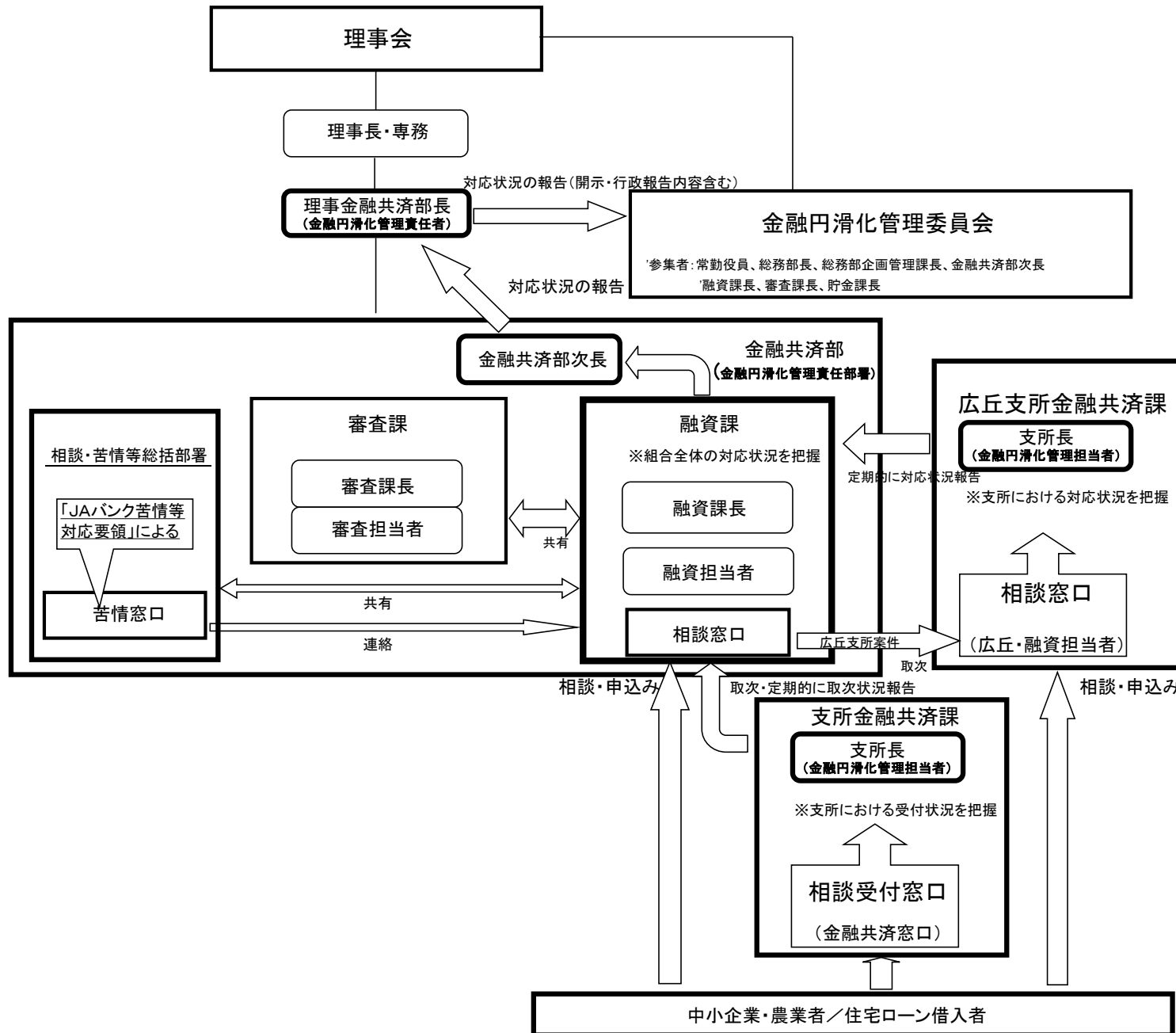
- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融共済部に設置しているほか、各支所においても承っております。
- (2) お客さまからの、当J Aの金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融共済部に受付窓口を設置しております。また、各支所で苦情を受け付けた場合には、当J A所定の手続きに従って、速やかに金融共済部に連絡をし、金融共済部と各支所が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。
※なお、苦情相談窓口については平成22年10月1日より総務部から金融共済部へ変更となっております。現在の内容については別紙2をご覧ください。

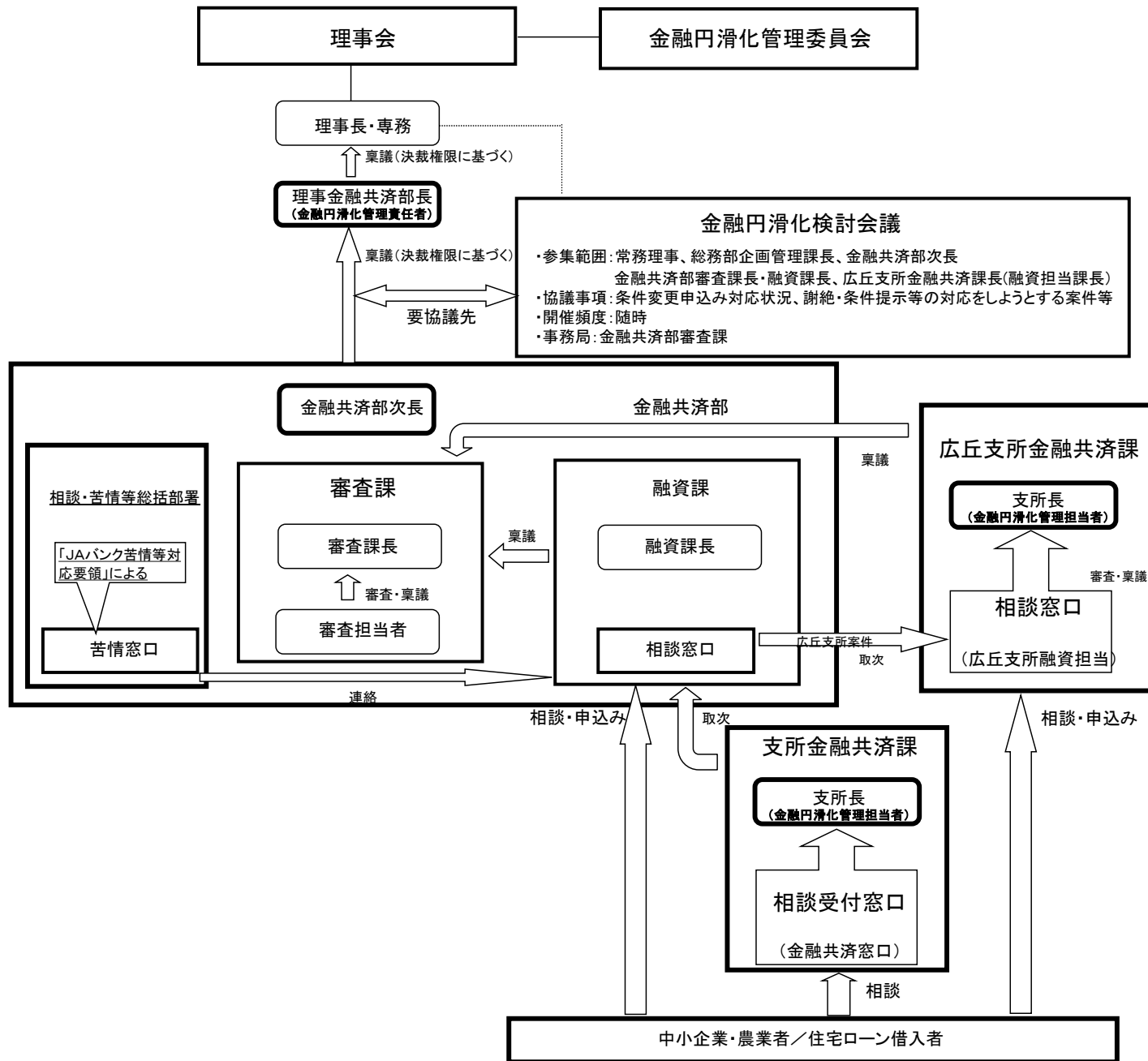
第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化管理責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、農業者のお客さまに関しては、当J Aの営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) 経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当J A職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況
別表1のとおり

第6 法第5条に基づく措置の実施状況
別表2のとおり





別表2

法第5条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成22年 12月末		平成23年 3月末		平成23年 6月末		平成23年 9月末		平成23年 12月末		平成24年 3月末		平成23年 6月末		平成24年 9月末		平成24年 12月末		平成25年 3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	5	43	5	43	5	43	5	43	5	43	5	43	6	67	6	67	6	67	8	97
うち、実行に係る貸付債権の額	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	2	28	2	28	2	28	4	30
うち、謝絶に係る貸付債権の額	3	27	3	27	3	27	3	27	3	27	3	27	3	27	3	27	3	27	3	27
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11

(注) 法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。

金融円滑化に向けた取組みについて

当JA（代表理事理事長 西村 泰博）は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取組んでおります。

今般、下記のとおり、金融円滑化にかかる取組みの基本方針を制定し、取組み体制を強化いたしました。

当JAでは、この方針に基づきまして、お客さまからのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

記

1. 金融円滑化にかかる基本方針

金融円滑化にかかる基本方針

当JA塩尻市（理事長西村泰博）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの特性や事業の状況ならびに財産および収入の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めます。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
- 5 当JAは、お客様からの貸し出し条件等の相談・申込みにかかる検討にあたっては、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換を行い、連携を図るよう努めます。
- 6 金融円滑化に関する体制について

当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を新たに整備いたしております。

具体的には、

- (1) 理事長以下、関係役職員を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 本所および各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、本所および各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

2. 金融円滑化の実施に向けた体制の強化

当JAは、本方針を適切に実施するため、以下のとおり体制を強化しております。

- (1) 適切な金融円滑化管理態勢を確立するため、金融円滑化管理規程を策定いたしました。
- (2) お客さまからの相談等に対して迅速かつ適切に対応するため、金融円滑化管理責任者・金融円滑化管理担当者・金融円滑化管理責任部署を設置し、金融円滑化に向けた体制を強化いたしました。
- (3) 金融円滑化に関する役職員の教育・研修等の実施により資質向上に努めます。

3. 金融円滑化にかかる相談ならびに苦情受付窓口の設置

以下の本所・広丘支所の「ご相談窓口」及び「ご相談取次窓口」にて、お客様からの貸出条件変更等にかかるご相談に応じております。

お客様のためのご相談窓口

相談窓口	実施日	実施時間	電話番号
本所金融共済部融資課	平日	8：30～17：00	0263-53-4783
広丘支所金融共済課	平日	8：30～17：00	0263-52-1218

お客様のためのご相談取次窓口

相談窓口	実施日	実施時間	電話番号
塩尻支所金融共済課	平日	8：30～17：00	0263-52-0480
片丘支所金融共済課	平日	8：30～17：00	0263-52-0149
宗賀支所金融共済課	平日	8：30～17：00	0263-52-1019
北小野支所金融共済課	平日	8：30～17：00	0266-46-2039

※ご相談にあたっては、各相談窓口及び相談取次窓口にご来店ください。また電話相談もお受けいたします。

※貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、金融共済部にてお受けいたします。

苦情相談窓口 TEL 0263-53-4783

4. 中小企業者等の事業改善または再生のための支援にかかる体制

金融円滑化責任部署（本所金融共済部）を中心に関連部署とも連携を取り、経営改善または再生のための支援について真摯に取り組むとともに、役職員の資質向上に努めます。

以 上